

平成28年4月8日

保護者様

千葉市立稲毛高等学校・附属中学校

校長 植草 茂生

セクシュアル・ハラスメント相談窓口について

日頃、本校の教育活動に格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、千葉市におきましては、男性と女性が共にお互いを人間として尊重する社会を作るための「男女共同参画ハーモニー条例」が平成14年に制定されました。本校では、性別による差別はもとより、あらゆる差別をなくすための人権教育を実施するとともに、「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ、性的な言動で人に嫌な思いをさせること）」に関する相談窓口を設置しております。

おこなっている人がセクハラという意識がなくても、受けた人が不快と感じた場合セクハラとなります。特に思春期の生徒にとっては、軽く受け流すことができずに深刻な問題になることもあります。

そのようなことが起こらないよう、職員は万全の注意を払う所存でございますが、万が一、相談する必要が生じた場合には、身近な職員に御相談ください。それを受けて、担当職員が秘密厳守の上、問題の解決に向けて対処いたします。

生徒一人一人がお互いを尊重し合い、安心して過ごせる学校を目指して参りますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

○相談窓口職員

植草 茂生・雑賀 ますみ・黒川 康宏・勝田 幸裕

小川 豊司・大高 剛・佐藤 智子・矢板 正子・鈴木 郁衣

高野 若葉・佐野 智子・細田 園子（スクールカウンセラー）